

筑後市

環境パートナー

事業

この事業は、市民にとって身近な公共空間である道路、公園、河川、水路及びその他の公共施設について、市民、市民団体、行政区、市内事業所等が行う環境美化等のボランティア活動（環境パートナーが行う活動）を支援することにより、協働のまちづくりを推進することを目的としています。

年6回以上活動してください

事業の対象となる活動は、年間6回以上行われる次のようなものとしています。

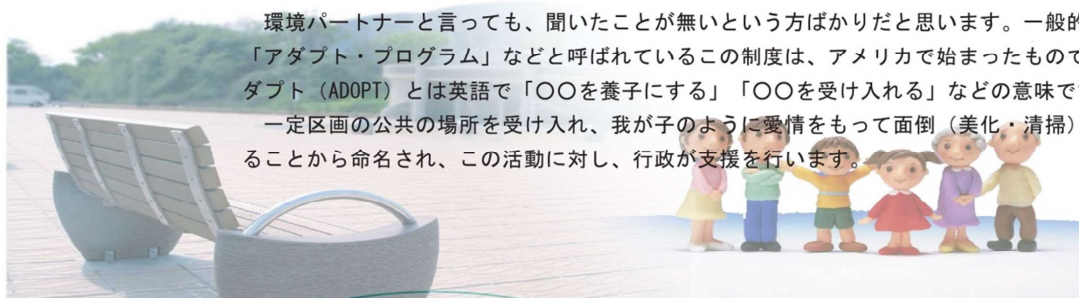
- ① 公共施設等の清掃及び除草
 - ② 公共施設等の樹木や草花の植栽・維持管理
 - ③ 環境美化、自然環境保護に関する情報提供
 - ④ その他環境美化、自然環境保護に必要な活動
- ※③の情報提供については、活動の回数としては数えませんので御注意ください。

清掃や除草、樹木や草花の植栽・維持管理など、さまざまな活動が考えられます。また、活動を行う場所によっては、国や県が管理しているために、調整を行うこともあります。

パートナーとして

合意書を取り交わして、協働して取り組みます。

環境パートナーと言っても、聞いたことが無いという方ばかりだと思います。一般的には「アダプト・プログラム」などと呼ばれているこの制度は、アメリカで始まったもので、アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」「〇〇を受け入れる」などの意味です。一定区画の公共の場所を受け入れ、我が子のように愛情をもって面倒（美化・清掃）をみることから命名され、この活動に対し、行政が支援を行います。



活動に必要な物品を提供します

環境パートナーが行う環境美化活動等に必要な物品等の支給や貸与をします。

- 貸与する物品：ほうき、ちりとり、トンゴ
※必要に応じて草刈かま、剪定バサミ
- 支給する物品：ボランティアごみ袋、軍手



保険の対象活動とします

（筑後市民総合災害補償保険）

環境パートナーの活動は、筑後市民総合災害補償制度の対象活動としています。活動中、不測の事故により、活動の参加者や第三者に損害を与え、代表者等が法律上の賠償責任を負った場合、参加者が事故によって傷害を負った場合などについては、筑後市民総合災害補償制度によって補償していきます。

標示板を設置します

（サインボード）

環境美化活動等を行う場所には、パートナーの名前（団体名）などを明示した標示板（サインボード）を設置します。このことによって、パートナーの活動を地域にアピールするとともに、市民の方への環境美化意識啓発にもなります。

お問い合わせ
申し込み

筑後市総務部協働推進課

TEL 0942-65-7065（直通） FAX 0942-54-0336
E-Mail kyoudousuishin-1050@city.chikugo.lg.jp

手続きの流れ

申し込みをします

市協働推進課へ必要書類を添えて申し込みます。
申し込みがあったときに、活動を行う場所の確認や、必要な物品の種類・数量、標示板の設置希望の有無など必要な事項についてお伺いします。



合意書を結びます

申込書の内容に基づいて、市で合意書を作成し、申込者のもとに伺います。合意書の内容を確認していただき署名・押印により合意書を結びます。



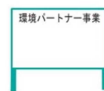
物品の支給・貸与をします

申し込み時にお伺いした必要物品を揃えて、お渡しいたします。



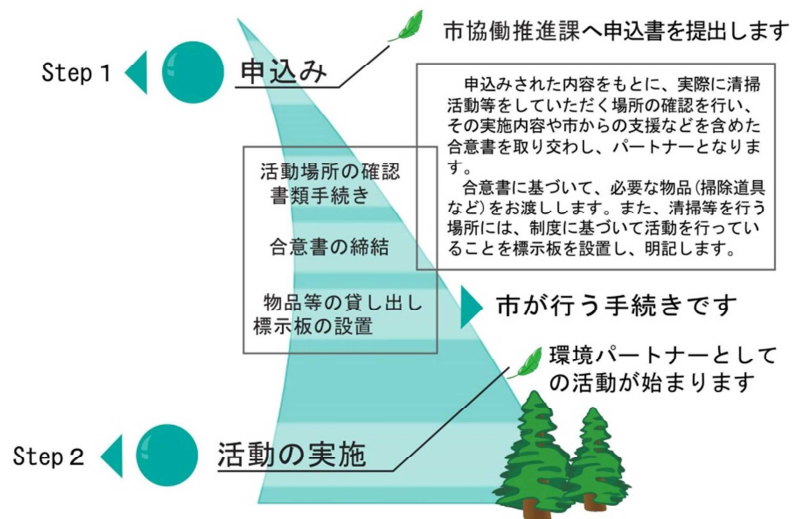
標示板（サインボード）を設置します

事業名や趣旨、活動者名（団体名）などを明示した標示板（サインボード）を活動現場に設置します。その際には立会いをお願いすることもありますので、御協力をお願いします。



その他

この事業と類似した制度を、国や県でも実施しています。活動を行う場所などによっては、それらの制度との調整を図る場合があります。調整は全て市で行いますが、書類の作成や手続きに若干の手間をかける場合がありますので御承ください。



こんなときは

ゴミを持ち帰れない

清掃などで出たゴミは、配布したボランティア袋などに集めてもらいますが、原則持ち帰り、通常のゴミを出す方法にしたがって処理してください。ただし、持ち帰れない量のゴミが出た場合などは御連絡ください。
また、活動中に不法投棄などを見つけた場合なども同様です。

物品が足りなくなった

支給していたボランティア袋（ごみ袋）が足りなくなった場合や、貸与していたほうきやちりとりなどが足りなくなったときは御連絡ください。
破損により物品が使用できなくなった場合なども同様です。

参加者が変わりました

活動の参加者が変わったときなど、申込書に書いた内容に変更が生じたときは、活動内容等変更届出書を提出してください。
活動（清掃等）の場所が変わる場合なども同じです。

活動中に事故が起きた

活動中に事故がおきた場合などは、まずは、電話で御連絡ください。その際に、事故発生報告書の提出や筑後市民総合災害補償保険の手続きなどについて御説明します。

活動ができなくなった

事情によって活動を継続していくことが困難になった場合など、合意書で取り交わした活動をやめるときは活動辞退届出書を提出してください。